

京都府環境審議会総合政策部会結果

- 1 日時 平成26年9月29日(月) 10:00～12:10
- 2 場所 ホテルルビノ京都堀川 ひえいの間
- 3 委員 浅岡委員、乾委員、奥原委員(代理:才寺 産業振興部長)、黒田委員、塚本委員(代理:相部 地球温暖化対策課長)、寺島委員、内藤委員(部会長)、中園委員、中野委員、増田委員、矢部委員、横山委員

4 概要

- (1) 京都府再生可能エネルギー導入等の促進に関する条例(仮称)を制定するにあたり、条例のあり方について意見交換を行った。

<委員からの主な内容>

(1) 目的・理念について

- 理念は大変よいが、府民に、太陽光発電を設置することのメリットや大勢の方が太陽光発電を設置していることをもっと知らせる必要があるのではないかと。府民が、太陽光発電の普及状況などを知ることができれば、普及が更に進むのではないかと。
- 太陽光発電について、経年による性能低下や廃棄処分費用など、府民にデメリットを正しく伝え、それでも太陽光発電はメリットがあることを伝える必要があるのではないかと。精緻なデータを示す必要はなく、大まかなものを示すだけでもよい。
- 条例で再生可能エネルギーの導入促進を図ることについては賛成。固定価格買取制度(以下、「FIT」という。)の制度設計の問題点として、認定件数と導入件数の解離や系統連系に要する費用は賦課金として我々の電力料金に転嫁されていることが挙げられる。府民に、再生可能エネルギーの普及にはコスト面でデメリットがあるが、それ以上に原子力発電や地球環境問題の点からメリットがあることを考え、理解してもらうことが必要ではないかと。
- 電力会社の再生可能エネルギーの受入中断、FITの見直しなど不安定・不確定の状況下、府民の理解を得ていくのは難しいことと思われる。
- 条例制定の目的の中に、「府民福祉の向上」とあるが、安心して安定したエネルギーの確保が重要であるのであれば、他に言い方はないかと。

(2) 定義・導入について

- 導入等の定義であるが、一部の電力会社では再生可能エネルギーの接続中断などの事象が生じており、再生可能エネルギーの導入を進めるためには、接続問題を解消するための要請が必要であり、定義をもう少し幅広にしておく。

(3) 府・府民・事業者の役割について

- 社屋を建てる際、太陽光を導入したくても京都市の景観条例の規制により、当初計画したパネルを設置できないなどの相談をいただく。府・市の条例で相反することがあるので、整合が図れるような仕組みがあればよいと思われる。
- 建築士や建築・設計事業者に対し、建築主への再生可能エネルギー導入等に関する情報提供に努めることを義務づけることについては異論ない。
- 事業者の役割について、ここで言う事業者は誰を指すのか。関西電力のような大手電力会社に対し、再生可能エネルギーの普及・促進に関する施策に協力する役割を課すなどの記述ができないか。

(4) 基本方針について

- 再生可能エネルギー資源の利益を地域に還元できる仕組みを具体化できるような記述にしてはどうか。
- 「現状と課題」の中で、地域で生まれた熱は地域で活用するとあるが、熱は地域でそのままの形で生まれるものではない。ヨーロッパでは、材として利用できないような木材を使って、地域内に熱(=暖房利用)として配る集落を構築しており、日本で熱として利用することは一からの取り組みである。府として、この程度の木材をバイオマスに利用すれば森林保全に役立つなど、循環をイメージした利用方法を記載する方がよい。熱利用は、電気としての利用と根本的に異なることに注意する必要がある。
- 太陽光、風や水は無尽蔵にあるが、森林は無限にあるものではない。バイオマス資源として利用することにより、森林保全ができる理由を述べる必要がある。
- 皆が薪を使う生活をすれば、森林の保全が進むと思われる。バイオマス発電の熱利用の割合を明確にすることと、薪を使うことによる問題点を解決していくことも条例に記載してはどうか。原発事故の影響のためか、東北の薪が使えず、関西では薪の需給がひっ迫している。一方、個人が保有する薪は相当量あると思われるが、放置された森林の中にあるため、伐採できない。行政がマクロな視点で方向性を示すことは重要なことであるが、府民が

考え、意見が出てくる仕組みが必要である。田舎であれば、薪の使用や発電能力が60W程度の小水力発電を設置すれば、一般的な家庭で使うエネルギーの半分以上はまかなうことができるが、都会では難しい。

- エネルギーの輸送にはコストがかかるので、地産地消によるエネルギー利用が理想的である。経済性だけではなく、地域の高齢化や過疎化の対策としても、エネルギーと食糧の生産は田舎への移住を促進させることに繋げられる。その土地に定住することにより日々の営みからの環境の維持・保全が可能になり、そこからエネルギーの持続可能性や生物多様性の問題の解決が導かれて行くと思われる。
- エネルギーも「地域再生」に集約してきている。防災や地域再生の観点からエネルギーを取り入れる流れになってきている。
- 基本方針について、再生可能エネルギーの最大限の導入・拡大の意味するところが分かりにくい。可能な限りなのか、或いは可能で合理的な限りなのか。

(5) 基本となる施策について

- エネルギー問題と森林の荒廃による生物多様性の低下の問題を解決する方法として、森林の有効活用を是非記載して欲しい。薪やペレットストーブの導入については、太陽光の導入と比べて敷居が高く、何らかの助成がないと導入しづらい。灯油を使うように、薪やペレットストーブが普及し、簡単に使えるような仕組みができればよい。
- 針葉樹も薪として利用できることを皆が知らない。行政から、薪を使う方に対し、様々な情報を提供するような、バイオマス全般に関するシステム作りが必要。伐採業者は微増しており、これまで手つかずであった広葉樹の伐採を希望する地権者が増えているところであり、行政が事業として成功するような後押しをして欲しい。
- 産業化ではなく、府民の生活の中で、熱エネルギーとしてバイオマスを使うように推進してほしい。木質バイオマス発電に使用する木質チップが足りないことは分かっているが、里山の整備を兼ねて地産地消の熱源として、薪が枯渇しない程度のコントロールが可能な範囲で、小さな事業者が行う規模のものを発展させることが望ましいのではないかと。
- 人工林の中で使い物にならない物については木材産業とともに考えるべきである。広葉樹については属人的であると言える。持ち主は山林を持っているとの認識がなく、地産地消のレベルで燃やす対象として循環させるようなルートを構築することが大切である。

○地下水のヒートポンプ利用も有効である。検討する余地があるのではないか。

(2) 京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例に基づく「京都府電気自動車等普及促進計画」の骨子(案)を報告した。

質疑応答はなし。

以上

京都府環境審議会 総合政策部会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	現職	所属部会
あさおか みえ 浅岡 美恵	(特)気候ネットワーク代表	地球環境
いぬい ちえ 乾 知恵	日本労働組合総連合会京都府連合会女性委員会委員長	環境管理
おくはら つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所専務理事	地球環境 廃棄循環
くしま つとむ 久嶋 務	京都府市長会長（向日市長）	地球環境 廃棄循環
くろだ けいこ 黒田 慶子	神戸大学大学院農学研究科教授（森林病理）	自然鳥獣
ぐんじま たかし 郡島 孝	同志社大学経済学部教授（経済学）	地球環境 廃棄循環
しおみ あきお 汐見 明男	京都府町村会長（井手町長）	地球環境 廃棄循環
つかもと みのる 塚本 稔	京都市副市長	地球環境 廃棄循環
てらしま ゆたか 寺島 泰	京都大学名誉教授（衛生工学）	廃棄循環 環境管理
ないとう まさあき 内藤 正明	京都大学名誉教授（地球環境）	地球環境
なかぞの りょうこ 中園 涼子	公募委員	廃棄循環
なかの あゆみ 中野 あゆみ	公募委員	自然鳥獣
ますだ けいこ 増田 啓子	龍谷大学経済学部教授（環境論・環境科学）	自然鳥獣
やべ ちひろ 矢部 千尋	京都府立医科大学大学院医学研究科教授（病態分子薬理学）	温泉
よこやま たくお 横山 卓雄	同志社大学名誉教授（地学・地質）	環境管理 温泉

京都府再生可能エネルギー導入促進条例（仮称）

— 骨子（検討案） —

1. 条例制定の背景と理念

（基本認識）

- 東日本大震災に伴う原子力発電所事故を契機として、エネルギー政策の見直しが進められています。
- 府民が安心して暮らし、活力ある地域経済が営まれていくためには、安全で、安定的で、経済性に優れたエネルギーの確保が不可欠です。
- 同時に、大規模災害など気候変動による影響が深刻の度を増しつつある中で、エネルギー利用の効率化とともに、地球温暖化防止に資する低炭素型のエネルギー構造への転換が急務となっています。
- 再生可能エネルギーは、太陽や風、水、森林など地域に賦存する自然資源を起源とする持続可能なエネルギーであり、総量が豊富で、温室効果ガスを排出せず、災害など非常時にも利用可能な自立分散型エネルギーとして、エネルギーの安定確保とともに地域の活性化にも大きな役割を果たすことが期待されます。

（現状と課題）

- 京都府は、京都議定書誕生の地として、地球温暖化防止に資する再生可能エネルギーの導入促進について先進的な施策を推進してきました。
- また、原子力発電所事故後のエネルギー需給の逼迫等の状況を踏まえ、「京都エコ・エネルギー戦略」を策定し、原子力発電に依存しない社会を目指し、「エネルギー自給・京都」の実現に向けて、府民や地域、産業の力を最大限に活かした5つの戦略を推進しています。
 - 戦略1：ICT等の活用による新しい省エネ・節電型社会の構築
 - 戦略2：再生可能エネルギーの最大限の導入拡大
 - 戦略3：府民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定供給の確保
 - 戦略4：各地域の個性を活かしたスマートコミュニティの形成
 - 戦略5：京都エコ・エネルギー産業の育成と振興
- 再生可能エネルギーは、それぞれの地域に賦存する自然資源から創出されるものであるため、種類ごとの特性を把握し、地域の多様な主体との連携により地域の特性に応じた導入支援を図っていくことが必要です。

- また、再生可能エネルギーの活用については、固定価格買取制度による売電だけでなく、地域で生まれた電力や熱を地域内の家庭や事業所等で活用するエネルギー地産地消の取組を拡大していくことが必要です。
- それぞれの地域で、再生可能エネルギーの導入＝創出とその有効な利用を組み合わせることにより、新たな雇用や資金が生まれ、それが地域に波及する仕組みを構築することが必要です。

（目指す方向）

- 再生可能エネルギーの導入と利用を通じて、暮らしのあり方を見つめ直し、地域から社会・経済の仕組みを変え、持続可能で真に豊かな社会づくりを実現していきます。
- 再生可能エネルギーの導入と利用に関するビジョンと、それを実現していくための施策のあり方を、府、市町村、事業者、府民、その他多様な主体が共有し、参加と協働のもと力を結集して取り組んでいくため、条例を制定するものです。

2. 条例の内容

（1）条例策定の目的について

- この条例は、
 - ・ 東日本大震災に伴う原子力発電所事故を契機としてエネルギー需給構造が変化する中で、安心して安定したエネルギーの確保が重要となっていることに鑑み、
 - ・ 再生可能エネルギーの導入と活用の促進に関する施策の基本となる事項を定め、計画的かつ効果的な施策の推進を図ることにより、
 - ・ 府、府民、事業者その他多様な主体による再生可能エネルギーの導入等の取組を促し、
 - ・ もって、府民福祉の向上及び地域経済の発展並びに地球温暖化対策の推進に貢献することを目的としています。

（2）用語の定義について

- 条例で用いる用語について次のように定義します。

- ・ 「再生可能エネルギー」……太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマスなど永続的に利用できる再生可能なエネルギー源
- ・ 「再生可能エネルギーの導入等」……
 - ア. 再生可能エネルギーを導入すること
 - イ. 再生可能エネルギーを利用すること
 - ウ. 再生可能エネルギーの導入及び利用に関する効率化、安定化、再生可能エネルギーの多様化に資する革新的技術開発の促進
 - エ. エネルギー使用の節約、省エネルギー化

(3) 京都府の責務について

- 再生可能エネルギーの導入等を促進するため、京都府は次のような責務を果たしていきます。
 - ・ 再生可能エネルギーの導入等の促進等に関する総合的かつ計画的な対策の策定・実施
 - ・ 再生可能エネルギーの導入等の促進に必要な財源の確保
 - ・ 再生可能エネルギーの導入等対策の策定及び実施に当たっての府民、事業者、市町村、大学等多様な主体との連携
 - ・ 府の事務・事業及び施設への再生可能エネルギーの率先的導入等

(4) 府民の役割について

- 再生可能エネルギーの導入等を促進するため、府民は次のような役割を担うものとします。
 - ・ 日常生活において、再生可能エネルギーについて関心を持ち、その導入等に積極的に努めるものとする。
 - ・ 府が実施する再生可能エネルギーの導入等の対策への協力するものとする。
- ※ 住宅の新築や大規模改修を行う場合には、再生可能エネルギーの導入等について検討

(5) 事業者の役割について

- 再生可能エネルギーの導入等を促進するため、事業者は次のような役割を担うものとします。
 - ・ 事業活動において、自主性及び創造性を発揮し、事業形態に応じた再生可能エネルギーの導入等に努めるものとする。
 - ・ 事業者は、府が実施する再生可能エネルギーの導入等対策に協力するものとする。
- ※ 事業者は、事業活動において建物を新たに建てるときや大規模な改修を行う場合には、建物への再生可能エネルギーの導入等について検討
- ※ 建築士や建築・設計事業者は、建築主が再生可能エネルギーの導入等について検討を行うに当たり、建築主への情報提供

(6) 環境保全等活動団体（NPO）の役割について

- 環境保全等活動団体は、再生可能エネルギーの導入等に関する府民の理解を広げるための啓発活動を推進するとともに、広く府民が参画できる取組を推進するよう努めるものとします。

(7) 基本方針及び施策の枠組について

- 再生可能エネルギーの導入等を促進するための基本方針及び施策の枠組を次のとおりとします。

(基本方針)

- ・ 持続可能な地域社会づくりを目指すため、安全・安心・安定的なエネルギーとして再生可能エネルギーの最大限の導入拡大
- ・ 再生可能エネルギーの導入を通じ「環境・福祉・経済」のバランスの取れた地域振興
- ・ 再生可能エネルギーの災害時の自立分散型エネルギーとしての活用
- ・ 再生可能エネルギーの導入に当たっては、再生可能エネルギーの種類ごとの特性や地域の自然的、社会的環境を踏まえて、府民の多様な生活様式に応じた導入と活用が図られるようきめ細かな施策を実施
- ・ 再生可能エネルギーの導入等の促進に関する産業の育成・振興及び人材の育成
- ・ 再生可能エネルギーの導入等の効果を明らかにするとともに、効率的なエネルギー使用を進めるため、ICTの活用を積極的に推進
- ・ 国内外におけるエネルギーを巡る情勢（世界のエネルギー需給趨勢、地球温暖化対策、電力システム改革の動き等）を見極めながら、変化に柔軟に即応した施策を展開

(施策の枠組) …検討中

(8) 関連産業の振興について

- 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する産業の育成・振興のため、事業者が行う再生可能エネルギーの導入等の促進のための事業活動に対して支援を行うこととします。

(9) 研究開発の推進について

- 府は、事業者や、大学等の研究機関と連携して、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する技術の研究開発や市場開拓の推進に努めることとします。

（１０）府民啓発及び環境学習の推進について

- 府は、府民、事業者等が再生可能エネルギーの導入等の必要性についての理解を深めるため、エネルギーに関する学習の推進や知識の普及啓発に努めることとします。

- 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に特に功績があったと認められるものの顕彰に努めることとします。

（１２）公表・評価について

- 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の実施状況について、定期的に評価を行い、インターネットの利用その他の方法により公表することとします。

- 府は、定期的な評価と再生可能エネルギーに係る技術開発の向上及び社会情勢等の変化を踏まえ施策を見直します。